

浦 監 第 173 号
令和 4 年 7 月 28 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査
(令和3年4月1日～令和3年12月31日又は令和4年1月31日)

2. 監査対象部課 福祉部

3. 監査結果公表年月日 令和4年5月26日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	<p>令和2年度において、令和元年度中に病院などに支払うべき生活保護一時扶助（生活扶助）が期限内に支払わず過年度支出となった事例について、経緯、対応、また再発防止策等の報告を受けたところである。しかしながら、今回の定期監査においても、令和2年度中に支払うべき嘱託医の報償費の未払いが発覚し、過年度支出となっていた。また、未払金については早急に支払う必要があるにもかかわらず、発覚から2か月以上経過してからの支払いとなっていた。</p> <p>年度中の支払いについては、例年、出納整理期間に十分確認を行うよう、所管部局からも周知されているが、本事案については、決算後の発覚、さらに、支払いの時期が年末になったことについて、問題意識の欠如が見られ、再発防止に向け徹底した改善を図るよう求める。</p> <p>（指摘事項：社会福祉課）</p>	<p>令和2年度過年度支出について対策を行いました。再度、過年度支出が発生したことにつきまして、担当職員へ未払い、支払遅延の再発防止及び早急な対応を行うよう指導するとともに、全職員にも周知いたしました。</p> <p>また、担当職員、担当係長においては支払日のスケジュール登録により支払遅延防止の対応を行うとともに、管理職等により支払確認を行い、適正に支払いするよう努めてまいります。</p>

2	<p>重度心身障がい者手当の支給事務について、定期的な現況調査による資格確認を行っていなかったことから、受給者42名への支給が過払いとなっていた。今後は、必要な事務手続きの改善を行うなど、適正な支給に努められたい。</p> <p>また、過払い者への対応についても引き続き丁寧な説明を行い、過払い金の返還が確実になされるよう努められたい。</p> <p>(改善事項：障がい福祉課)</p>	<p>本手当の根拠となる「浦安市重度心身障がい者手当支給条例」について、令和4年3月に現況確認手続きや市の調査を可能とする条例改正を行いました。今後、この改正に基づき、現況確認等を行い、適正に支給するよう努めてまいります。</p> <p>また、過払い者への対応については、電話や手紙等により丁寧な説明を行い、引き続き返還がなされるよう、努めてまいります。</p>
---	---	---